

露店等の開設に関する指導要綱

岡崎市消防本部

露店等の開設に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市火災予防条例（昭和37年岡崎市火災予防条例第20号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、露店等の開設届出書の届出があった際の火災予防に関する指導について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 露店等 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、露店、屋台その他これらに類するものを開設し、物品等を販売又は提供するものをいう。
- (2) 対象火気器具等（消防法施行令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ） 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって、液体燃料、固体燃料、気体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具をいう。
- (3) 発電機 移動できる構造の発電機で、液体燃料又は気体燃料を使用するものをいう。
- (4) 消火器 消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に定める消火器をいい、水バケツ、住宅用消火器及びエアゾール式簡易消火具は除くものとする。
- (5) 主催者 露店等が開設される催しを主催する者をいう。
- (6) 露店等の関係者 露店等の開設者及び従事者をいう。

(届出)

第3条 対象火気器具等を使用する露店等が開設されるときは、主催者又は露店等の関係者に対し、岡崎市火災予防事務処理規程（平成21年岡崎市火災予防事務処理規程。以下「規程」という。）第8条第13号に規定する届出書を届け出るように指導するものとする。

2 届出を行う者は、「露店等を開設する者」とする。ただし、同一の催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれ

それぞれ個別に届出を行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて消防長に届け出ることができるものとする。

3 定期に開催する催しについては、その都度、届け出るものとする。ただし、催しの開催に際し、露店等の開設形態（露店等の数、位置及び使用する対象火気器具等）に変更がない場合に限り、当該年度分を一度に届け出ることができるものとする。

4 届出があった場合は、次に掲げる事項について、添付図面等により確認するものとする。

- (1) 対象火気器具等を使用する露店等の数及び位置
- (2) 自主防火管理体制
- (3) 消火器の設置場所
- (4) 電気の使用の有無
- (5) 液化石油ガス（以下「L P ガス」という。）ボンベの使用の有無
- (6) 発電機の使用の有無

5 届出は2部提出させ、1部は別に定める「露店等開設における遵守事項」及び「露店等の自主点検表」を添付して返却するものとする。

6 近親者など限られた人のみが集まる「個人的なバーベキュー大会」、「幼稚園等で父母が主催する行事」、「子供会行事」及び「事業所が主催する従業員及び従業員の家族等を対象とした行事」等の一定の社会的広がりをもたず、集合する者の範囲が個人的なつながりに留まる場合は消火器の準備及び届出の対象外とする。

7 屋内の催しの開設において、規程第8条第10号及び規程第10条第4号に規定する届出書を届け出る必要がある場合は、規程第8条第13号に規定する届出書を届け出なくてもよいものとする。ただし、同条第4項に規定する添付図面等は届け出るよう指導するものとする。

（開設場所）

第4条 次に掲げる場所には、露店等を開設しないよう指導するものとする。

- (1) 消火栓、防火水そうの投入口若しくは採水口又は車庫警備室の出入口から5メートル以内
- (2) 消防自動車等の進入路等となる場所の付近

(3) 防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所

(事前指導)

第5条 届出を受理したときは、次条から第18条までに規定する火災予防上の指導を行うとともに、別添「露店等の自主点検表」を使用して安全を確保するよう指導するものとする。

(自主防火管理体制)

第6条 届出を行う者に対し、露店等の開設時における自主防火管理体制の確保のために、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 露店等の関係者に対し、消火器の取扱方法等を徹底すること。
- (2) 露店等における火気及び危険物の保管並びに取扱状況が適正であることを確認すること。
- (3) 火災等が発生した場合における消火、通報、避難誘導等の担当者を事前に決めておくこと。

(消火器)

第7条 対象火気器具等を使用する露店等には、消火器を1個以上準備するよう指導するものとする。

なお、管理権原が同一の者が複数店舗を開設する場合など、協力して有効に初期消火を行うことができる場合は、対象火気器具等から消火器までの歩行距離が20メートル以内に1個の消火器を準備してもよいものとする。

2 消火器はあらかじめ外観を点検し、破損しているもの、腐食しているもの、安全栓が抜けているもの及び古くなったものについては取り替えるよう指導するものとする。

(対象火気器具等)

第8条 対象火気器具等を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 対象火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。
- (2) 対象火気器具等の取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。
- (3) 対象火気器具等は、不燃性の安定した床上又は台上で使用する。
- (4) 対象火気器具等の使用中はその場を離れないこと。

(液化石油ガス)

第9条 LPガスを使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) LPガスボンベ（以下「ボンベ」という。）は、直射日光及び火気等の近くを避け、人がみだりに近づかない安全な場所に設置し、鎖等で転倒防止措置を講じること。
- (2) ボンベは、横置きにして使用しないこと。
- (3) LPガスを使用する器具及びゴム製のホースは、LPガス専用のものを使用すること。
- (4) ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。
- (5) ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと火を使用する器具の取付部分は、ホースバンドその他これらに類するもので締め付けること。
- (6) ゴム製のホースは、2本以上接続しないこと。
- (7) 1本のLPガスボンベから2以上の機器に分岐してLPガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。
- (8) LPガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

(カセットこんろ)

第10条 カセットこんろを使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。
- (2) カセットボンベは、カセットこんろに表示されているとおり、正しく装着すること。
- (3) カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

(まき、炭等)

第11条 まき、炭等を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 開設中は火気付近を常に整理整頓し、みだりにその場を離れないこと。
- (2) 終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰は、ふたのある不燃性の取灰入れに入れ、みだりに捨てないこと。

(電気器具)

第12条 電気器具を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- (2) コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。
- (3) 電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

(発電機)

第13条 発電機を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 事前に燃料を十分に給油し、露店等の開設後に、給油の必要がないようにすること。
- (2) 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 安定した平らな場所で使用すること。
- (4) 燃料を給油するときは、こぼさないように注意すること。
- (5) 雨水等が掛かる場所で使用しないこと。
- (6) 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
- (7) 発電機の排気が、ガソリン携行缶、ボンベ及び可燃性物品に当たらないようにすること。
- (8) 発電機を稼働したまま給油又は移動させないこと。
- (9) 給油が必要となったときは、風通しが良く、可燃性蒸気が滞留するおそれのない場所で周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことを確認した上で、給油すること。
- (10) 燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。
- (11) 取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

(危険物容器)

第14条 危険物を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 危険物の保管は、指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を用いること。
- (3) ガソリン携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
- (4) 危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

(玩具用煙火)

第15条 玩具用煙火を販売する露店等に対しては、たばこ等の火で容易に玩具用煙火に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをするよう指導するものとする。

(暖房器具)

第16条 暖房器具を使用する露店等に対しては、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 暖房器具と可燃物との距離を十分に保ち、使用中はその場を離れないこと。
- (2) 燃料を給油するときは、必ず暖房器具の火を消してから行うこと。

(放火防止対策等)

第17条 2日以上連続して露店等が開設されるときは、次に掲げる事項について指導するものとする。

- (1) 夜間等で無人となるときは、L P ガスボンベその他の燃料を設置したままにしないこと。
- (2) 可燃物の持ち帰り等放火を防止するための対策を講じること。

(現地確認)

第18条 条例第49条の2第1項に規定する指定催しのうち、露店等の数が100店舗を超える規模の催し又は市が主催する催しにあっては、予防課員が露店等の開設後、速やかに消火器の準備及び露店等の開設状況について、現地確認を行うものとする。

なお、露店等の数が100店舗を超える規模の催しで同一の届出者又は事業者

による届出にあっては、年度問わず初回のみ現地確認を行うものとする。ただし、市が主催する催しにあっては、開設ごとに現地確認を行うものとする。

2 届出にない露店等を確認したときは、この要綱に基づき指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

露店等開設における遵守事項

露店等を開設する際には、次の事項を遵守してください。

- 1 消防水利（消火栓、防火水槽等）の付近には設置しないこと。
- 2 消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置しないこと。
- 3 火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。
- 4 対象火気器具等を使う露店等には、消火器を準備すること。
- 5 LPガス、カセットこんろ、暖房器具などを使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 6 発電機や危険物容器を使用する場合は、正しい取扱方法及び防火安全上の管理を徹底すること。
- 7 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをするように徹底すること。
- 8 露店を2日間以上にわたり開設する場合は、LPガスボンベ等の燃料は設置したままにしないこと、可燃物は持ち帰るとともに、放火防止のため整理整頓するよう徹底すること。
- 9 実施日時及び内容等届出事項を変更したときは、管轄消防署に連絡すること。

露店等の自主点検表

該当する事項をチェックし、安全に実施しましょう。

点 検 項 目	自主点検内容	チェック欄
開 設 場 所	開設場所については、消防水利（消火栓、防火水槽等）の付近には設置していません。	
	消防車の進入路付近や、周囲の建物からの避難に支障を及ぼす場所には設置していません。	
自 主 防 火 管 理	火災等の発生に備え、消火、通報、避難誘導等の担当者を決めておくこと。	
消 火 器	適切な消火器を準備しています。	
火 気 器 具 等	対象火気器具等は安定した不燃性の床上又は台上で使用しています。	
	対象火気器具等を使用するときは近くに可燃物を置いていません。	
液 化 石 油 ガ ス	ＬＰガスボンベは転倒しないよう設置し、火気とおおむね２ｍ以上離れた位置に設置しています。	
	ＬＰガス用の器具を使い、ひび割れしているゴムホースは使用していません。	
	ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンド等を使用しています。	
カセットこんろ	カセットこんろを使用する場合は、正しい取扱いをしています。	
ま き 、 炭 等	まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、後始末を確実に実施します。	
電 気 器 具	たこ足配線はせず、許容電流を守っています。	
	電気配線には、照明器具等の荷重が掛からないようにしています。	
	水が掛かる場所の電気器具は、防水性能を有しているものを使用しています。	
発 電 機	発電機の正しい使用方法を理解しています。	
	途中で給油しなくても良いようにしています。	
危 険 物 容 器	危険物容器を使用する場合は、消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき、正しく使用します。	
	容器の蓋を開ける前には、必ず安全な場所で圧力を抜いて使用します。	
玩 具 用 煙 火	玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをしています。	
暖 房 器 具	暖房器具を使用する際には、可燃物との距離を十分に保ち、使用中はその場を離れません。	
	給油は、火を消してから行います。	
放 火 防 止 対 策 等	露店を２日間以上にわたり開設する場合は、ＬＰガスボンベ等の燃料は設置したままにせず、可燃物は持ち帰ります。	
	放火されないために、整理整頓を実施します。	

添付図書のイメージ

